

## 古今伝受と源氏伝受

小 高 道 子

古今伝受は中世歌学中世最奥の秘伝であり、その実態と継承過程が検証されている。古今伝受の研究が進むにつれて、他の秘伝についても、古今伝受と同様に相伝されたように考えられることが多いが、古今伝受と他の秘伝とは、歌壇における位置も継承方法も大きく異なっている。

本稿では源氏伝受について、古今伝受との相違を検討してみたい。

### 一 古今伝受の継承方法

古今伝受は東常縁から宗祇に相伝された後、三条西実隆・肖柏・近衛尚通などに相伝された。その内容については、三条西家に相伝された内容を中心にして、『図書寮典籍解題 続文学篇』（以下『続文学篇』と略す）の「古今伝受」で解説されている。<sup>1</sup> 相伝されるたびに少しずつ変化をしながら、例えば、三条西実枝から細川幽斎への古今伝受は、次の順序で行われた。

- (1) 誓状提出
- (2) 『古今和歌集』講釈
- (3) 講釈聞書整理
- (4) 実枝が加筆・加証奥書
- (5) 幽斎が(4)を清書
- (6) 実枝が加証奥書
- (7) 切紙伝受
- (8) 相伝証明状

まず、これらの過程について概観しておこう。

#### (1) 誓状提出

古今伝受は最奥の秘伝であったから、相伝に際して門弟は秘伝を他に漏らさないことを示す誓状を提出した。『続文学篇』が指摘するとお

り、誓状の形式は繁簡二種に分かれる。このうち繁雑な形式は、実枝から幽齋への古今伝受以後、他に相伝しない門弟が提出している。誓状の案文は師により作成され、門弟はそれをそのまま記して提出していたと想定されるから、繁雑な誓状の案文は、古今伝受を三条西家の門外に出す時に実枝が作成したと推定される<sup>②</sup>。また、実枝は、幽齋が実枝の子公国に相伝する時の誓状・証明状も作成していたと推定される<sup>③</sup>。

(2) (6) 『古今和歌集』講釈と聞書整理

古今伝受においては『古今和歌集』の講釈が重要であった。そのため誓状を提出すると『古今和歌集』の講釈が行われた。東常縁が宗祇に古今伝受をした際の聞書は『両度聞書』として知られる。また、宗祇の『古今和歌集』講釈を聴講した他の門弟の聞書は数種類が伝わる。実枝から幽齋への古今伝受では幽齋が講釈聞書を整理した聞書二種が伝わるが、幽齋から智仁親王への古今伝受では、講釈の途中で幽齋が籠城し、講釈が終わらないうちに証明状が与えられたため、智仁親王の講釈聞書は途中で終わっている<sup>④</sup>。

(7) 切紙伝受

宗祇は少なくとも三条西実隆・近衛尚通・肖柏の三人に古今伝受を相伝した。実隆が伝受した切紙は、実隆自身が書写して早稲田大学に

伝わる。近衛尚通が伝受した切紙は、尚通が大覚寺義俊に与えた尚通自筆の切紙が幽齋により収集され、宮内庁書陵部に伝わる。肖柏が伝受した切紙は、肖柏が宗祇に与えた切紙が幽齋により収集されて宮内庁書陵部に伝わる。これらの切紙の内容はそれぞれ異なっており、宗祇が門弟により指導内容を変えていたことがわかる<sup>⑤</sup>。また、切紙伝受を儀式にしたのは実枝であると、実枝の孫実条が語っている。

(8) 相伝証明状

講釈が終了し、師が講釈聞書に記した奥書が古今伝受の終了を示していた。「証明状号奥書」とあることから、講釈が古今伝受の重要であったことがうかがえる。実枝から幽齋への古今伝受では、誓状のみならず証明状も繁雑な形式のものが与えられた。なお、宗祇は多くの門弟に『古今和歌集』の講釈をしているが、切紙が伝わるのは上記三人である。講釈を行った門弟全てに古今伝受を相伝したとは言えないであろう。講釈をすること、古今伝受をする事の間には、相違があったと推測できる。

二 源氏伝受

古今伝受についての研究が進むと、源氏伝受も同様に行われたように推量される。だが、『源氏物語』の講釈が行われたことは知られているが、源氏伝受が古今伝受と同様に行われたかどうかについては定か

でない。源氏伝受について知られているのは、『源氏物語』の講釈が行われたことと、「源氏物語三ヶの大事」という切紙にあたる一紙が与えられたこと、そして三ヶの大事が相伝されたことを示す証明状が与えられたことである。

(2)～(6) 『源氏物語』講釈と聞書整理

『源氏物語』においても講釈が行われていたことが知られる。三条西実隆がその子公条に行った講釈の聞書を与えたのが『細流抄』であるとされる。このことから『細流抄』は、三条西家の『源氏物語』研究を伝える書とされている。だが、『岷江入楚』に記された注を検討すると、「秘」として伝えられた秘説のうち、『細流抄』には見られない注が少なくない。さらに、三条西実隆説であることが検証できる注があっても、『細流抄』には見られず、「秘」として記されている注がある。こうした『細流抄』には見られず、「秘」として『岷江入楚』に説かれた注について、伊井春樹氏は公条が『細流抄』が成立した後の努力により加えたとされるが、講釈を聴いたのは公条である。公条は、直接実隆の講釈を聴いていない門外の人に与える『細流抄』には、重要な秘説は記さなかったのではないだろうか。

(7) 切紙伝受、(8) 相伝証明状

講釈が終了した門弟には、「源氏物語三ヶの大事」が与えられたこと

が知られている。楊名の介をはじめとする三カ条であり、古今伝受の切紙に相当するといえよう。だが、古今伝受における切紙が、『古今和歌集』全般についての秘伝であったのに対し、「源氏物語三ヶの大事」は三項目目について記した一紙のみである。さらに、古今伝受における切紙は、少なくとも宗祇が与えた以後の道統が確認できるのに対して、「源氏物語三ヶの大事」には、三条西家以前の道統が記されていない。

以上のことから、源氏伝受は、その成立についても、内容についても、古今伝受とは大きく異なっているといえよう。その一方で、源氏伝受においても、師弟関係により講釈を通じて秘説を伝えようとしたことがわかる。源氏伝受については、古今伝受とは違う独自のあり方に着目しつつ、講釈を通じて道統を継承した視点からも検証する必要がある。

注

- (1) 一九五〇年 養徳社。
- (2) 小高「東常縁の古今伝受」(『和歌文学研究』44 一九八一年八月)。
- (3) 小高三条四実枝の古今伝受」(『和歌の伝統と享受』一九九六年 風間書房)。
- (4) 小高「細川幽齋の古今伝受」(『国語と国文学』一九八〇年八月)、『関ヶ原の戦と古今伝受』(同 一九八一年十一月)。
- (5) 小高「宗祇を継承する三流の古今切紙」(『中京大学国際教養学部論叢』二〇一七年十月)。

(6) 『源氏物語注釈史の研究』(一九八〇年 桜楓社)。